

特殊詐欺等被害防止用電話機器 の購入費用の一部を補助します。

架空請求や還付金詐欺などと思われる電話が発生し、特殊詐欺被害が発生しています。市では、被害に遭うケースが多いとされる65歳以上の高齢者に、特殊詐欺被害防止を目的に製造された機器(固定用家庭電話機など)の購入費用の一部を補助します。

対象：市内に住所を有する65歳以上の方
市税を滞納していない人



○補助対象機器について

悪質な電話による特殊詐欺被害等を未然に防ぐことを目的に製造されたものであり、次に該当するものです。

- ・自動応答録音装置等を有する特殊詐欺被害防止対策の機能付固定電話機
- ・固定電話に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器

(単なる留守番電話機能のものは除きます。)

※ 注意：補助対象機器は、1世帯につき一台とします。



この電話は、防犯のため自動的に録音されます。



○補助金の額等

対象機器の購入と設置にかかる費用の合計額の2分の1を乗じた額。

(上限額8,000円、100円未満は端数切捨て)

裏面あります。

～ 特殊詐欺等被害防止機器購入補助事業の流れ ～

① お店などで補助対象機器を購入する

購入機器については、詐欺被害防止・迷惑電話防止機能のついた固定電話機、又は既存の電話に外付けする機器を対象としています。機種につきましては、地域安全対策課、購入予定のお店等へご相談ください。

② 申請書類を記入し、機器を購入後、領収書や機器の説明書等(購入機種がわかる部分)の写しを添付し、松阪市役所地域安全対策課、各地域振興局(地域振興課)へ提出してください。

補助金交付申請書(様式1)

様式は、ホームページからもダウンロードできます。

領収書(申請者のお名前が記載されていること)の写し

製品等の規格がかわる書類の写し

(カタログ、パンフレット、説明書等の機種がわかる部分)

振込予定口座の通帳の写し等

※ 代理の方は、委任状。

③書類審査後、松阪市地域安全対策課から「補助金交付決定通知書」を郵送します。その後、指定口座へ補助金を振込いたします。

【お問い合わせ先】

松阪市役所地域安全対策課生活安全係 ☎ 0598-53-4074